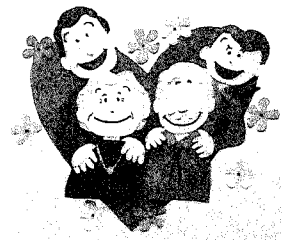


介護保険の給付対象になるサービスについては、
1月号で紹介しました。
今月は現行サービスが介護保険にどのように移行していくのかについて紹介します。
簡単に示しますと以下のとおりとなります。



現行サービスと介護保険制度における保険給付の種類

現行サービス

- 訪問介護(ホームヘルプサービス)
 - 訪問入浴サービス
 - 通所介護(デイサービス)
 - 通所リハビリテーション(老人デイケア)
 - 日常生活用具の貸与(老人日常生活用具給付)
 - 短期入所生活介護(ショートステイ・ミドルステイ)
 - 老人保健施設(ロングステイケア・ショートステイケア)
 - 訪問看護(医療機関)
 - 訪問診療(医療機関による往診)
-
- 特別養護老人ホーム(入所)
 - 老人保健施設「つる」

介護保険開始後のサービス

- 【居宅サービス】**
訪問介護(ホームヘルプサービス)など、自宅で生活することを基本としながら利用できる、介護保険法により定められているサービス
※詳しくは広報1月号をご覧ください。
- 【施設サービス】**
自宅での生活が困難であったり、リハビリなど医学的介護が必要な方が、介護保険法で定められている介護保険施設に入院・入所して利用するサービス
指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設および指定介護療養型医療施設がある。

介護保険法で定められている基本サービス

- 給食サービス
 - ふれあいペンダント(緊急通報システム)
 - 紙おむつ支給
 - 寝具丸洗い乾燥サービス
 - 理髪サービス
 - 友愛訪問
 - 生活福祉資金
 - 介護慰労金支給
 - リハビリ教室
 - 訪問指導
 - 元気で長生き健康教室
 - 健康教育、健康相談
- ※上記の12項目のサービス内容については表1に示すとおりです。

検討中

- 【市町村特別給付】**
要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資する市町村独自の保険給付(上限の引き上げやサービスメニューの追加[上乘せ、横だし]のサービス給付)
- 【保健福祉事業】**
介護方法の指導など家族に対する支援事業の実施、被保険者が要介護状態となることを予防するために必要な事業、直営介護サービスの運営など、介護保険事業に関して行う市町村独自の事業
- 【保健事業(老人保健法)】**
疾病予防、機能訓練などの老後における健康の保持と、保健の向上および老人福祉の増進を図るために実施する事業

各市町村独自のサービス

居宅サービスと施設サービスについては、介護保険法で定められた給付サービスとして示されていますが、現段階では整備が十分ではありませんので、これから需要に対応できる供給体制作りをしていかなければなりません。

また、サービスが充実すればするほど、第1号被保険者の保険料を高くしなければなりませんので、市町村特別給付の内容をどのようなものにするのが、要介護者とならないようにするための予防策としての保健福祉事業をどのように行っていくのが、そして、現在実施しているサービスをどのようにしていくのかなど、「介護保険を基盤とした、市民の立場に立った地域ケアシステムの構築」が今後の大きな課題となっています。

市民の皆さんのご意見を聞きながら、一緒に介護保険を作り上げていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。